

# 入居費用等のお支払いについて

## 1 入居費のお支払いについて

**入居費の額は、市役所が決めます。**長寿園は決めることができません。  
入居費の額は**収入に応じて決まります。**参考までに次ページをご覧ください。  
入居費を**納める先は、市役所**です。長寿園では受け取れません。  
郵便局・銀行・信用金庫でお支払いください。  
郵便局は中原郵便局(隣接)、信用金庫はひびき信用金庫(近隣)があります。

## 2 医療費について

### (1) 長寿園に往診をいただいている病院(嘱託医)の医療費の支払い

内科医(月4回)、眼科医と精神科医(各月1回)に往診していただいています。  
**これらの医療費は長寿園でまとめて支払**ます。  
利用される方は、**翌月の10日ごろまでに長寿園にお支払**ください。

### (2) 上記以外の病院の医療費の支払い

**受診の都度、ご自分で病院に直接**お支払ください。

## 3 介護費について

デイサービス・ヘルパー・歩行器等などの介護費用も**長寿園でまとめて支払**ます。  
**翌月の10日ごろまでに長寿園にお支払**ください。

## 4 紙パンツ、尿パット、洗剤等の購入について

年齢等から**外出して購入が難しい方、ご親族がいない方に限り**、まとめて購入します。  
申込日は毎月、お知らせします。**代金は前払で長寿園にお支払**ください。

## 5 コンビニのパン・お菓子・ヨーグルトなどの販売について

**月に2回**、セブンイレブンが来園して販売します。  
代金は**その場で、店員へお支払**ください。

## 6 収入の計画的なご使用について

次ページのとおり、**入居費用を支払と収入により、2～4万円程度手元に残る**計算です。  
この額を、**医療費・介護費・紙パンツ・お菓子**などのし好品の**購入に充て**てください。  
**無計画に使用すると、入居費・医療費・介護費の支払や紙パンツ等の購入ができません。**  
長寿園では**不足した場合でも、一切の立替をしません**ので、十分ご注意ください。

## 7 入園者間の金銭の貸し借りについて

**金銭の貸し借りはトラブルの原因**となりますので、長寿園では**禁止**しています。  
万一、**トラブル**になっても、長寿園は**一切関知しません**のでご注意ください。

## 8 無収入または極めて月収が少ない方

**無収入**で貯金がない方は、市から**見舞金**が出ますが**月額3千円**です。  
また、**月収が極めて少ない方**は、**手元に残る額が1万円程度**になることがあります。  
このような場合は、**ご親族などの援助が得られるかなど十分ご検討**ください。

